

有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の次世代システムに係るタクソノミ維持・開発業務の調達仕様書についての御質問に対する回答

通 番	仕様書の 該当箇所		意見内容	回答
	頁	章		
1	P.13	3.1.3 成果物	プロジェクト計画書の納品日が委託期間の業務開始日と同一の日となっているが、同計画書初版を委託期間の開始日に納品するとの理解でよいか。 また、プロジェクト計画書の記載事項には貴庁との調整事項も含まれるため、委託期間の開始日前にも必要に応じて貴庁と調整することが可能との理解でよいか。	御理解のとおりです。 「3.1.1 委託期間」に「受注者は、委託期間の開始日前に本業務の遂行に必要な体制の整備その他の準備をすること。」とありますが、プロジェクト計画書初版の作成は、当該準備に含まれます。
2	P.15	3.2.1 EDINET タクソノミ等改訂業務 (1) EDINET タクソノミの改訂方針の検討	受注者が行うデータ抽出の対象は、現行 EDINET タクソノミによる XBRL 及び次世代 EDINET タクソノミによる XBRL の両方との理解でよいか。	御理解のとおりです。 ただし、抽出対象となる現行 EDINET タクソノミによる XBRL は、次世代 EDINET タクソノミ適用開始前の期間に提出されたものに限ります。
3	P.20	3.3.1 XBRL 作成ツール及び関連タクソノミ改訂業務	「図表 3.3.1 XBRL 作成ツール及び関連タクソノミの改訂」No.6 には、関連するサンプルインスタンスの改訂も含まれるとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
4	P.33	6.1.1 受託者が配置すべき主要担当者 (4) 開示業務アドバイザー	「開示業務アドバイザー」は、提出者の開示業務及び会計そのものに関するアドバイスを する者ではなく、開示業務及び会計の理解を前提に本業務（主としてタクソノミ等改訂業務）との関連でアドバイスができる者を求められているとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
5	P.33	6.1.2 ヘルプデスクの設置場所	ヘルプデスク設置場所のみの記載となっているが、作業場所も必要との理解でよいか。 また、ヘルプデスク設置場所は、入退室管理が必要と記載あるが、関係者外の入室は禁止されるべきとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
6	P.33	6.1.3 機器、設備、回線等	緊急時の報告や協議のために、電話会議を行うことが可能性として考えられるが、貴庁側の電話会議が可能な設備の有無を確認させていただきたい。	当庁には電話会議が可能な設備はありません。必要な場合には、受注者の電話会議設備を利用してください。

通 番	仕様書の 該当箇所		意見内容	回答
	頁	章		
7	P.33	6.1.3 機器、設備、回 線等	「図表 6.1.3-1 金融庁が利用に供するソフト ウェア」に、次世代 EDINET 設計・開発にお いて XBRL International (以下「XII」という。) の認証取得のために用いるツールの利用に 関する記載があるが、XII による認証取得は、 受注者の業務内容として記載されていない ので、本業務に含まれないとの理解でよい か。	御理解のとおりです。